失踪宣告

平成２１年（家）第３４２号
本籍島根県出雲市大塚町1138番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　太田　　悟
大正13年12月３日生
平成22年４月24日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所出雲支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１５０号
本籍島根県益田市向横田町イ128番１地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大津　靖昭
昭和29年11月28日生
平成22年４月27日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所益田支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１６１号
本籍山口県長門市西深川377番地、最後の住所山口県下関市丸山町３丁目１番９号
不在者　岡田　邦子
昭和17年２月19日生
平成22年４月27日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所下関支部裁判所書記官

平成２１年（家）第３３１号
本籍鹿児島県鹿児島市新照院町19番地25、最後の住所鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目18番11号
不在者　城山　　徹
昭和８年７月26日生
平成22年４月28日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第２４８号
本籍沖縄県那覇市若狭２丁目９番地11、最後の住所沖縄県那覇市曙１丁目17番１号ポートハイム新301
不在者　大底美津子
昭和17年７月10日生
平成22年４月27日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２１年（家）第９５３９号
本籍静岡県賀茂郡松崎町池代478番地、住所東京都江戸川区船堀３―２―22船堀荘
申立人（失踪者）　鈴木　三男
昭和14年４月23日生
平成22年４月13日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１２１６２号
本籍東京都台東区千束３丁目489番地、住所東京都江戸川区南小岩６丁目15番３号
申立人（失踪者）　本田　忠志
昭和23年６月11日生
平成22年４月20日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第５０２９号
本籍新潟県魚沼市井口新田496番地、住所新潟県魚沼市日渡新田34番地県立小出病院内
申立人（失踪者）　小島　　弘
昭和29年４月８日生
平成22年４月27日失踪宣告取消審判確定
新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

平成２２年（家）第５０３９号
本籍京都府舞鶴市字小橋130番地、住所新潟県柏崎市米山町304―106養生館内
申立人（失踪者）　武内　　肇
昭和22年３月20日生
平成22年４月27日失踪宣告取消審判確定
新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

平成２１年（家）第３２０号
本籍兵庫県たつの市新宮町千本1776番地、住所京都市伏見区深草小久保町23―９桜荘２階の５
申立人（失踪者）　岸本　典善
昭和31年６月30日生
平成22年４月29日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所龍野支部裁判所書記官

平成２２年（家）第２１７号
本籍岡山県小田郡矢掛町東三成2805番地、住所京都市伏見区竹田内畑町163―２京建設寮内
申立人（失踪者）　坪井　祥治
昭和31年６月17日生
平成22年４月15日失踪宣告取消審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３１１号
愛知県岡崎市上里２丁目20番地３
債務者　株式会社カメタ
代表者代表取締役　亀田　靖明
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新海　　聡
４　破産債権の届出期間　平成22年７月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年８月９日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５９５・７４７４号
東京都渋谷区桜丘町26番１号　セルリアンタワー15階
債務者　株式会社ドウイワ商事
代表者代表取締役　磯村　富弘
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大澤加奈子
４　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市片原２丁目217番地
債務者　有限会社モイラ
代表者代表取締役　大堀まつ子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊福　　一
４　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４３号
石川県小松市二ツ梨町タ48番地
債務者　大井　克美
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　喜一
４　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年８月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１０８号
青森県八戸市下長４丁目11番16―11号　県営住宅
債務者　千葉　　守
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
青森県八戸市大字鮫町字二見町35番地、前住所青森県八戸市是川３丁目１番地１
債務者　深川　孝吉
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川原利也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
青森県八戸市大字鮫町字二見町35番地、前住所青森県八戸市是川３丁目１番地１
債務者　深川　榮子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川原利也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係